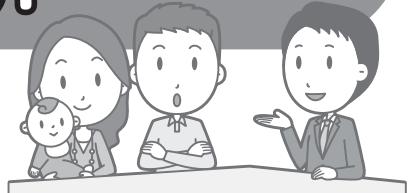


雇用保険受給待機期間中の 扶養認定の取扱い

組合員の配偶者等が会社を退職(離職)され、雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)を申請される場合の扶養認定の取扱いについて紹介します。



1 雇用保険の基本手当とは、次のいずれにもあてはまる場合に支給されます。

- ① ハローワークで求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても職業に就くことができない「失業の状態」にあること。
- ② 異職の日以前2年間に雇用保険に加入していた期間が1年以上(例外あり)あること。

2 基本手当を受給できる期間等について

- ① 所定給付日数とは……最大何日分の基本手当をもらえるかを指します。
雇用保険に加入していた日数、離職時の年齢、離職に至った理由等により決定されます。
- ② 受給期間満了年月日とは……基本手当の受給資格の有効期限のことです。
原則として、離職した日の翌日から1年間となります。ただし、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により求職活動や就職ができなくなった場合は、申請により受給期間を最長で3年間延長することができます。

3 給付開始日について

自己都合で離職した場合、受給資格が決定した日から7日間の待機期間の後、3ヶ月の給付制限期間を経て給付開始となります。

※ 雇用保険制度の詳細については、ハローワークにご確認ください。

4 扶養認定の取扱いについて

ここがポイント

離職後、「雇用保険申請中」として認定手続きをした場合、被扶養者の認定要件を満たしていれば、「雇用保険の基本手当の受給が始まるまでの間」の「条件付き」として認定いたします。

- 重要** なお、扶養認定における収入の捉え方で、雇用保険給付等日額を基本とする収入については、日額で判断することとなりますので、受給開始後、「雇用保険受給資格者証」表面の「基本手当日額」を確認してください。(日額3,612円未満であることが認定要件となります。)
- ① 日額3,612円未満であれば、認定継続となります。ただし、認定期に「条件付き」の認定としていますので、確認のため「雇用保険受給資格者証」の表裏両面を共済事務担当課に提出してください。
 - ② 日額3,612円以上であれば、認定取消となりますので、共済事務担当課で認定取消の手続きをしてください。なお、取消日は、「雇用保険受給資格者証」裏面の「認定(支給)期間」の最初の基本手当支給日となります。また、対象者が20歳以上60歳未満の配偶者である場合、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」も提出してください。

【雇用保険受給資格者証】(第1面)

〈表〉

雇用保険受給資格者証							(第1面)
1. 支 給 番 号	2. 氏 名						
3. 被 保 険 者 番 号	4. 性 別	5. 雇職時年齢	6. 生 年 月 日	7. 求 職 番 号			
8. 住 所 又 は 居 所							
9. 支 払 方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)							
10. 資 格 取 得 年 月 日	11. 離 職 年 月 日	12. 離 職 理 由					
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給 付 制 限					
16. 求 職 申 込 年 月 日	17. 認 定 日						
19. 基 本 手 当 日 額	20. 所 定 給 付 日 数	21. 通 算 被 保 険 者 期 間					
22. 離 職 前 事 業 所 名							

19. 基本手当日額を確認

この額が、3,612円以上であった場合、認定取消となります。

3,612円未満であれば、認定継続となります。



【雇用保険受給資格者証】(第3面)

表面

19. 基本手当日額	20. 所定給付日数
4,500	90

基本手当日額が基準内かどうか確認してください。

裏面

行数	処理年月	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0430	15-XXXXXXX-X		キョウサイ ハナコ			
2		待機満了・待機満了日	290416	離職理由40			
3		給付制限期間 290	417-	290715			
4	0725	15-XXXXXXX-X		キョウサイ ハナコ			
5		290716-0724	9	基本手当	¥40,500	81	
①				§			
8	1021	15-XXXXXXX-X		キョウサイ ハナコ			
9		290919-1013	25	基本手当	¥112,500		
10		支給終了	②				

①が、支給開始日となります。(平成29年7月16日)

②が、受給終了日となります。(平成29年10月13日)

お願い

毎月の被扶養者の収入確認をしっかり行いましょう。また、確認書類も忘れずに保管しましょう!!

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306